

港区立北青山高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する
年度協定書（令和4年度）の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京聖労院（以下「乙」という。）は、港区立北青山高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立北青山高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する基本協定書」第33条の規定に基づき、「港区立北青山高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第32条第2項に規定する指定管理料の額は、年間62,759,412円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	14,903,356円
第2四半期	14,903,352円
第3四半期	14,903,352円
第4四半期	18,049,352円
合計	62,759,412円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月2日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭 印

乙 清瀬市中里五丁目91番2号
社会福祉法人 東京聖労院
理事長 和田敏明 印